

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

6

JUNE 2011



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社新崎酒店

新崎 孝志氏

Takashi Shinzaki



有限会社新崎酒店

須坂市大字日滝4118-3
TEL 026-246-8479 FAX 026-245-0212
創業 平成元年2月
資本金 300万円

古いけど新しい。それが日本酒の魅力です。

酒を飲まない若者が増えている。飲んでもビールよりサワーやカクテル、日本酒などもってのほか…。そんな状況の中、若者にも日本酒の魅力を伝えたいと奮闘中の新崎孝志さん。「酒は日本酒が一番好き」と言う31歳、酒店の二代目だ。

「力を入れているのは、ぼくと同世代の蔵人が頑張って造っている酒。同世代で感性も似ているから、どうしてこういう酒を造るのかという酒造りの“物語”が見えてくるし、同世代のお客様にもアピールしやすい。こんな厳しい状況の中で若い酒蔵も頑張っているのだから、ぼくも頑張ろうという、自分自身へのエールもあるんです」

東京農大醸造科学科を卒業した。造り酒屋などの子弟が多く学ぶ学科として有名だが「店は兄が継ぐ

と思っていたので、たまたま面白そうだったから」。そのネットワークが今、大きな力になっているという。

「日本酒は世界一の醸造酒」と新崎さんは言い切る。「米でのんぶんを糖に変え、それを酵母でアルコールに変換する。こんな手間のかかる酒もありません。しかもワインはぶどうの出来で味が左右されますが、日本酒は杜氏が技術で同じ味を維持する。真面目な日本人だからこそできる酒だと思います。古いけど新しい。それが魅力ですね」

ただ若者のアルコール離れは深刻。同じ悩みを抱える同世代の飲食店主と一緒に打開策を講じていきたいという。「酒蔵は造り手、酒屋はその熱烈サポーター。そして飲食店は“最後の造り手”だと思う。その酒を語ることで、お客様にもっとおいしく

感じてもらえると思うから。だから酒をつぐ時にぜひ、ひと言ふた言加えてほしいんです」。その言葉から、新崎さんの日本酒への愛がひしひしと伝わってくる。

今、新崎さん一番のおすすめは「山和」と「写楽」。どちらも東北、震災で被災した蔵元の酒だ。山和の蔵元は農大時代の同級生だという。

「同級生だからではなく、そいつの酒造りのコンセプトが好きだし、感性も良い。見ている酒造りの方向性が好きなんです。一方、写楽は今間違なく注目されている酒。こんなに売れる酒、見たことありません。ファーストイントパクトがものすごく良い」。ビールもいいけど、じっくり日本酒を飲んでみたい。そんな気にさせてくれる新崎さんだ。

回覧

CONTENTS

6

JUNE 2011

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社新崎酒店

新崎 孝志 氏**事業実施カレンダー**

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

これだけは知っておきたい刑事手続(3)

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記 23

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

ストレス・マネジメントを考える

経営者の成長指南 **浪 宏友 氏**

企業会計NOW

第3回 減価償却を採算管理の観点から考える

プロの力を借りて100の壁を越える!

Business Information

6

7

8

JUNE 2011

事業実施カレンダー**CALENDAR****6月の予定**1水 (社)長野県法人会連合会総会(松本)
16木 決算法人説明会(7月決算対象)
新設法人説明会

2木 税務研修会(須坂)

17金 女性部研修例会

3金

18土

4日

19日

5日

20月

6月

21火

7火

22水 経営相談室(弁護士・税理士)

8水 経営相談室(弁護士・税理士)

23木 経営相談室(社労士)

9木 経営相談室(社労士)

24金 無料結婚相談(法人会会議室)

10金 税務研修会・総会(戸隠)

25日

11田

26日

12日

27月

13月

28火

14火

29水

15水

30木

**東日本大震災、長野県北部地震被災地
への義援金について**

報告と御礼

この度の東日本大震災及び、栄村大地震において被災されました皆様に対し謹んでお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧、復興のため長野法人会でも義援金拠出のお願いを申し上げたところ、58の法人・個人の皆様より837,969円を賜ることが出来ましたのでご報告並びに御礼申し上げます。

拠出いただいた義援金につきましては、日赤長野県支部を通じ、被災地へ届けさせていただきます。

なお、正確な金額は受付締切後、当会HPにて発表させていただきます。

7月の予定

1金	16日
2木	17日
3金	18日
4月	19火
5火	20水
6水	・21木 会員親睦ゴルフ大会
7木	22金
8金 長野市9部会合同役員会	23土
9日	24日
10日	25月
11月	26火 青年部交流例会
12火	27水 経営相談室(弁護士・税理士)
13水 経営相談室(弁護士・税理士)	28木 経営相談室(社労士)
14木 経営相談室(社労士)	29金
15金 決算法人説明会(8月決算対象)	30日
	31日

会員親睦ゴルフ大会

日時 **7月21日(木)**
8:30スタート

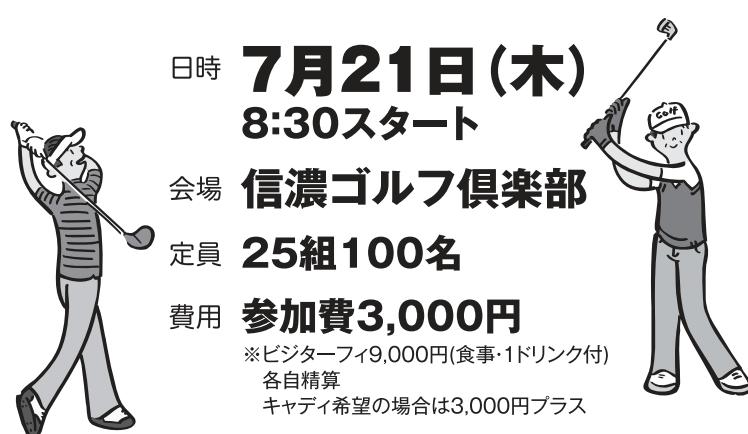
会場 **信濃ゴルフ倶楽部**定員 **25組100名**費用 **参加費3,000円**

※ビジターフィ9,000円(食事・1ドリンク付)
各自精算
キャディ希望の場合は3,000円プラス

申込 同封のチラシをご覧願います。

ひとこと

今回は29回目を迎えるこの大会。ビギナーからシングルまで会員企業さんであればどなたでも参加OKです。会員同士楽しくプレーしましょう。

**決算説明会****7月決算法人対象**

開催日時

6月16日(木)
10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。今回ご都合がつかない場合は、翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

7月15日(金) 10:00~11:30
ホクト文化ホール**法人会
経営相談室**

相談日時が変更になりました!!

詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

弁護士 6/8(水)・22(水)
10:00~12:00

税理士 6/8(水)・22(水)
13:30~15:30

**社会保険
労務士 6/9(木)・23(木)**
10:00~12:00

会場

長野法人会会議室長野市七瀬中町276 会議所ビル3F
TEL026-227-0011

相談員

弁護士・税理士・社会保険労務士等

費用

会員=無料、会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 板谷 健太郎
 夜明けの翼法律事務所



これだけは知っておきたい刑事手続(3)

—はじめに—

前号では、起訴後の手続（主として情状証人の問題と保釈の問題）について取り上げました。本号では、判決について取り上げます。

—判決の種類—

判決には、重い順から、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料があります。

懲役刑と禁固刑は、どちらも刑務所に拘禁するのですが、懲役刑が刑務作業（労働強制）をさせるのに対して、禁固刑は刑務作業をさせない点で違いがあります（政治犯や交通事犯などで用いられます）。

罰金と科料は、1万円以上か未満かの違います。拘留は、捜査段階の「勾留」と読み方は同じですが、勾留と違って刑罰であり、1日以上30日未満の短い拘禁です（刑務作業もありません）。

—執行猶予について—

懲役刑や禁錮刑の判決には、大きく分けて「実刑判決」と「執行猶予付きの判決」があります。執行猶予付きの懲役刑の判決では、「主文。被告人を懲役2年に処する。ただし、この裁判が確定した日から5年間、その刑の執行を猶予する」などと宣告されます。

刑法では、一定の条件に当てはまる人が「3年以下の懲役・禁錮などの言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することができる。」とされています。そして、「刑の執行猶予の言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。」ともあります。

つまり、刑の言渡しがある点で有罪判決には間違いないのですが、すぐに刑務所に入れられるというわけではありません。一定の期間は懲役刑の執行が猶予され、その間に執行猶予の取消がなく過ごした場合には、刑の言渡しが効力を失い（効力を失うのは「刑の言渡し」ですから、無罪になるわけではありません）、刑務所に入らなくても良くなります。これは、情状酌量の余地があったり、社会で更生が期待できるような場合には、刑務所に入れるより様子を見る方がよいからです。

保護観察がつく場合を除き、執行猶予期間中の制限は特になく、生活や住居の規制もありません。ですから、執行猶予が付けば、取り消されない限り、通常は従前どおり会社で仕事をすることができます（有罪ですので、会社で懲戒処分の可能性があるのは当然です）。

執行猶予期間中に再び犯罪をし、裁判で再度の執行猶予も付かない場合、執行猶予が取り消されて、以前の刑と今回の判決の結果を合わせて受けことになります。



今月の売れ筋10冊

2011.4/1～2011.4/30
平安堂長野店 提供

- 1 もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら ■岩崎夏海／著 ダイヤモンド社 1,600円
- 2 マネジメント 基本と原則 ■P·F·ドラッカー／著 ダイヤモンド社 2,000円
- 3 まんがと図解でわかるドラッカーリーダーシップ論 ■藤屋信二／著 宝島社 800円
- 4 9割がバイトでも最高のスタッフに育つ ディズニーの教え方 ■福島文二郎／著 中経出版 1,300円
- 5 働く君に贈る25の言葉 ■佐々木常夫／著 WAVE出版 1,400円
- 6 図解 本当に頭が良くなる1分間勉強法 ■石井貴士／著 中経出版 1,000円
- 7 まんがと図解でわかるドラッカー ■藤屋信二／著 宝島社 800円
- 8 ストーリーとしての競争戦略 ■楠木建／著 東洋経済新報社 2,800円
- 9 ダントツ経営 ■坂根正弘／著 日本経済新聞出版社 1,700円
- 10 残念な人の仕事の習慣 ■山崎将志／著 アスコム 850円

今月の一冊



ダントツ経営

坂根正弘 著 日本経済新聞出版社
1,700円（本体価格）

経営改革を断行し、右肩上がりを前提にしない経営を確立した、コマツ会長が、「世界で勝てる製造業」への取り組みを語る。世界で勝つための答えが、詰まった1冊。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 23

今回のテーマは、損害賠償金の収益計上時期についてです。
税務調査は以下のようなものでした。

1. 会社側の行った経理処理

10月決算法人で製造業を営むA社では、昨年6月に取引先の車両（クレーン車）が、A社工場敷地内において誤って横転し、A社の部品倉庫を破壊してしまいました。

幸運なことにけが人もなく、損害は倉庫建物だけで済みましたが、資金的に余裕のない相手であったため示談交渉が難航し、ようやく決算期末である昨年10月下旬になって、損害賠償金500万円を3年内に分割で支払ってもらうことで示談が成立しました。

しかし、A社では決算にあたり、建物の減失による損失は計上したもの、相手方との示談内容については、実際に損害賠償金の支払いを受けた訳でもないので、何らの経理処理もしませんでした。

しかし、その後税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

2. 調査官の見解

加害者側の相手方法人は、示談成立の日を含む事業年度において、損害賠償金（500万円）を損金経理し、未払金に計上している。

示談が成立している以上は、損害賠償金を受け取るべき権利は確定しているのであるから、示談成立の日を含む事業年度において、損害賠償金を益金の額に算入すべきである。

したがって、500万円を所得に加算した修正申告書を提出願いたいと考えています。

3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は原則的には妥当なものと考えますが、今回の事例では、損害賠償金等の帰属時期について明らかにしている法人税法上の取り扱い（法人税基本通達2-1-43、以下「法人基通2-1-43」という）によれば、A社の経理処理を認めてもらえる余地も十分あるものと考えます。

その詳細は以下のとおりです。

法人が他の者の不法行為などによって受けた損害について、相手方に損害賠償を請求し、損害賠償金の支払いを受ける場合における収益計上時期については、次のような考え方があるようです。

① 損害を受けた時点で自動的に民事上の損害賠償請求権を

取得することになるので、損害の損失計上と同時にこれに 対応する損害賠償請求権を、収益計上すべきとの考え方

② 損害の損失は、その発生時点で計上するが、損害賠償請求権は、それとは切り離して、その支払いを受けることが確定した時点で収益計上すれば足りるとする考え方

民事上の法的基準を重視すれば①の考え方もありますが、現実には、当事者間に争いがある場合も少なくないし、仮に相手方の損害賠償責任が明確であったとしても、当事者間の合意などの結果を待たなければその金額が確定しません。

これでは、収益計上時期が著しく実態から遊離してしまいますので、法人税法上の一般的な基準としては、妥当なものではありません。

したがって、調査官の指摘どおり、示談等で損害賠償金が確定した事業年度の益金の額に算入するという②の考え方、法人税法上における原則的な基準となります。

しかし、仮に当事者間に損害賠償金についての合意があったとしても、相手方の支払い能力などに問題がある場合も少なくありませんし、具体的な支払いを受けるまでは、なお確定的な収益といえるか疑問な実態にあることもまた事実です。

そこで、前述した「法人基通2-1-43」は、法人が実際に損害賠償金の支払いを受けた時点で、収益に計上することとしている場合には、これを認めるとして、さらに弾力的な取り扱いを図っているものです。

今回の事例は、上記の弾力的な取り扱いを受けられるものと考えられますので、実情等を調査官に詳細に説明し、再度の判断を求めてはいかがでしょうか。

なお、「法人基通2-1-43」の適用にあたっては、当該法人に対し、その法人の役員や使用人による不法行為等（いわゆる「内部不正」）に基づく損害賠償請求権などについては、適用されず、個々の実態に基づき処理することになりますので、ご注意ください。

【参考法令等】

法人基通2-1-43（損害賠償金等の帰属の時期）の要旨

「他のものから支払いを受ける損害賠償金・・・の額は、その支払いを受けるべきことが確定した日の属する事業年度の益金の額に算入する・・・が、法人がその損害賠償金の額について実際に支払いを受けた日の属する事業年度の益金の額に算入している場合には、これを認める。」

東日本大震災で被害を受けた法人に対する国税関係の特例措置等

この度の東日本大震災により被害を受けた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により被害を受けた法人を対象として、国税に関して、次のような特例措置などが設けられています。

1 申告・納付等の期限延長

2 法人税関係

- ①震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例
- ②仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例
- ③被災代替資産等の特別償却の特例
- ④特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- ⑤申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

3 消費税関係

- ①消費税課税事業者選択届出書の提出等に係る特例
- ②申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例

詳細につきましては国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「震災特例法」をご覧ください。

4 登録免許税関係

被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例

5 自動車重量税関係

- ①被災自動車に係る自動車重量税の還付
- ②被災自動車の使用者が取得する自動車に係る自動車重量税の免除

6 印紙税関係

- ①特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税
- ②被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

社会保険労務士
産業カウンセラー
セクハラ・パワハラ
防止コンサルタント
傳田 清一
(デンダ キヨカズ)



傳田清一・社会保険労務士事務所
〒380-0803 長野市三輪6-23-16
TEL 026-213-6338
FAX 026-233-2330
E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp
URL http://www.denda-sr.jp/

ストレス・マネジメントを考える

「ストレス」とは、「ストレッサー」が加わって、「心身に負荷がかかった状態」もともとは、物理学に使われていた言葉ですが、カナダの生理学者であるハンス・セリエ博士が1936年にイギリスの雑誌「ネイチャーア」誌に「ストレス学説」を発表したことから、この言葉が使われ始めました。

残念ながらストレスをなくすことはできません。生きている限りストレスは続きます。ストレス・マネジメントの基本はストレスの原因「ストレッサー」を知り、自己認知させることです。

■良いストレス (eustress)

「良いストレス」とは、例えば、目標、夢、スポーツ、良い人間関係など、自分を奮い立たせてくれたり、勇気づけてくれたり、元気してくれたりする刺激とその状態です。

こうした「良いストレス」が少ないと、人生は豊かにはなりません。

■悪いストレス (distress)

「悪いストレス」とは、例えば、過労、悪い人間関係、不安など、自分のからだやこころが苦しくなったり、嫌な気分になったり、やる気をなくしたりするような刺激とその状態のことをいいます。同じストレッサーでも、受け止める人によって「良いストレス」になるか「悪いストレス」になるかが大きく異なってきます。

適度な「良いストレス」を持つようにし、その一方で、「悪いストレス」は、できるだけ少なくし、あるいは、何とかそれに対処していくこと（ストレスを解消する、受け止め方を変える、など）が重要です。

「ストレス」が心身の「エネルギーの消耗」であると考えれば「ストレス・マネジメント」とは、「いかにエネルギーを節約しながら、自分の目的のために最大限にエネルギーを使うか」ということになります。

もっと簡単に言えば、「ストレス・マネジメントとは、エネルギーの有効活用法」と言えるでしょう。

エネルギーが減っている場合には、エネルギーを補給してあげる必要があります。それには、休息をとることが重要になります。

ストレス状態が続いている、エネルギーが減っている人は、活動をいったん停止して、休むこと、眠ることが必要です。

エネルギーがどこかに偏って使われていると、バランスが悪くなってしまいますので、エネルギーのバランスをとることが必要です。

- | | |
|-------------|----------------|
| ●一部分に強くストレス | → (気分)転換をしなさい |
| がかかるとき | (バランスを回復しなさい) |
| ●全体に強くストレス | → 休みなさい |
| がかかるとき | (エネルギーを補給しなさい) |

その他の方法

- 規則正しい生活をしなさい
(不規則な生活をしたほうがエネルギーを使いますよね)
- 問題を解決しましょう
(エネルギーを消耗する原因を取り除けばエネルギーを節約できます)
- 受け止め方を変えましょう
(受け止め方次第でエネルギーの消耗度は変わります)
- リラックス法を覚えましょう
(余計なエネルギーを使わないほうがいいですよね)
- あるがままの自分を受け入れましょう
(抵抗をやめれば、エネルギーを節約できます)
- 人に相談しましょう
(他人のエネルギーを借りることができれば、エネルギーを節約できます)

エネルギーを節約するために癒しや休息は、とても大切なことです。しかし、それはストレス・マネジメントの半面にすぎません。

ストレス・マネジメントのもう一つの重要な手法は、「ストレスに立ち向かう」ことです。つまり、「エネルギーの節約」ではなく、「エネルギーを使うこと」です。

自分の目標を達成する過程で、ストレスが障害となっているのであれば、ときにはそれに立ち向かって、戦うことも必要です。

ハンス・セリエ博士も、言っています。（自分にとって最高の目標が達成できるように頑張りなさい。でも、無益な頑張りはしてはいけない。）

成長指南 経営者の 目的の取り違え



人材育成コンサルタント
(有)浪 宏友事務所
代表 浪 宏友

P.F.ドラッカーは、「企業とは何かを探るために、その目的から始める必要がある」と切り出します。そして、「企業が社会の一部である以上、その目的もまた、社会に根ざしたものでなくてはいけないのだ」と続け、「企業の目的として妥当な中身はただひとつ、“顧客を産み出すこと”である」と結論づけます。

顧客を生み出すためには、顧客の欲求に対応した企業活動を行うことが求められます。そのためには、顧客を見つめ続けなければなりません。顧客から目を逸らしたら、顧客に対して何もできなくなるに違いないからです。

その裏でドラッカーは、「利潤動機」に疑問を呈します。企業は利益を上げなければならないが、利潤の最大化をインセンティブにして企業活動を行うのは、誤りであると言っています。

利益はこれまでの企業活動が適切であったかどうかを映し出すものであると同時に、企業活動を継続するために必要不可欠な条件であると考えているようです。

経営者が利益ばかりに注目して、顧客を見なくなってしまうことがあります。それどころか、顧客の一人一人がお金に見えてしまう商店主に出会ったことがあります。こうなりますと、顧客の欲求に応えるという考え方など吹き飛んでしまい、この顧客にどうやって買わせるかと、そればかりを考えて小手先の対応をしてしまいます。しばしば報道される食品偽装事件などは、顧客を見ないで利益だけを追求した極端な事例ではないかと思います。

顧客を生み出すという目的を果たせば、必要な利益は上がります。この基本と原則を、決して忘れてはならないのだと思います。

企業会計

NOW

朝日長野税理士法人 IFRS推進室 公認会計士 鮎澤英之 公認会計士 大野 崇 公認会計士 野村昌弘 公認会計士 井原正人

第3回 減価償却を採算管理の観点から考える

まだ法案は成立していませんが、平成23年度の税制改正で現在の250%定率法（定額法の償却率の2.5倍の償却率で償却する方法）から200%定率法への改正が示されました。

もし改正案が成立すれば、同じ固定資産を取得しても耐用年数の初期に計上される減価償却費が少なくなり、その分営業利益以下の各利益が増えます。しかし、経営活動の成果を表す営業利益が、営業活動とは直接関係のない税法改正に左右されるというのも不思議な感じがします。

本来、減価償却の意味は、固定資産をその耐用年数で費用化して、その固定資産から得られる収益との対応計算をすることが目的です。言い換えれば、採算がとれているかどうかを判断するためであったはずです。

その目的のためには、定額法か定率法かという償却方法は、その設備の使用形態や稼働時間が安定的であるか又は過減していくかによって決め、さらに、耐用年数は、使用可能期間や生産可能期間に応じて決めるべきです。

ところが、実務上、償却方法は早期に費用化できるメリットを優先して定率法を採用し、また、耐用年数は、会計と税務の乖離による申告調整の煩雑さを避けるため、税法に定める耐用年数を採用している会社がほとんどだと思います。

製造業の場合を例にとって、償却方法が生産量の推移を適切に反映しておらず、かつ、生産年数と法定耐用年数が乖離している場合に、採算性が把握できなくなることを数値例で説明します。

（例）5年間は安定的に受注が見込める製品を開発したとして、その製品の生産設備を9,000千円で導入したとします。その製品の売上は、2,000千円を5年間は維持できたが、それ以後は受注がなくなり0とします。その生産設備の法定耐用年数は10年で、償却方法は定率法を採用したとします。他の要素は単純化のため無視すると、トータルで1,000千円の利益だったことになります。これを各事業年度別に損益を見ると、次（表1）のようになり、採算性が分からなくなってしまいます。

表1

（単位：千円）

	×1期	×2期	×3期	×4期	×5期	×6期	×7期	×8期	×9期	×10期	計
売上・生産高	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0	0	10,000
減価償却費	2,250	1,688	1,266	949	712	534	401	401	398	398	9,000
利益	△250	312	734	1,051	1,288	△534	△401	△401	△401	△398	1,000

利益はマイナスだが、
初年度の償却費が大きいためで、
原価割れしているとは限らない。

償却費が少ないため、実態以上の利益が計上されている。
(なお、会計基準上には、生産設備の使用見込がなくなった時点での
残存簿価と同額の減損損失を計上し、簿価をゼロにします。)

定額法も定率法も、耐用年数を通してみれば減価償却費の総額は同額ですし、現状、貴社に税金が発生していない場合には、定率法による自己金融効果は限定的と考えられますので、むしろ、売上・生産高が安定的であれば、それに見合った償却方法である定額法と経済的耐用年数を採用することのメリットの方が大きいかもしれません。

もし、いままで実態に即した償却方法を検討されたことがなければ、一度検討してみてはいかがでしょうか？

なお、IFRSでは、償却方法と耐用年数は、企業がその設備の稼働状況と経済的耐用年数を自ら見積もって決定することが求められます。実際、IFRSを導入した企業は、定率法から定額法に償却方法を変更している会社が多いようです。

少し細かになりますが、日本の税法では減価償却費を損金算入するには、損益計算書に計上することが必要（損金経理要件）です。IFRS適用後に償却方法を定率法から定額法に変更した場合、定率法による早期償却によるメリットを放棄せざるをえないのか？という疑問が出てきます。

IFRSが先行しているドイツや韓国では元々は損金経理要件がありましたが、IFRSの導入を契機に損金経理要件は廃止されたようです。そのため、会計用の償却計算と税務用の償却計算を別々に計算しています。

日本もIFRSが適用されると、会計用の償却計算と税務用の償却計算を別々にすることが必要になるかもしれません。

プロの力を借りて100の壁を越える！

■指導協力
東 直樹 プロ（長野カントリークラブ所属）

● 第3回 ● ● ● 理想のスイングは人それぞれ

皆様、こんにちは。長野法人会事務局の伊藤です。

前回のレッスン以来練習場にも、コースにも行けず、少々サボり気味でレッスン日を迎える。。。最初に素振りをチェックしてもらうと、自分ではキチンとしたスイングをしているつもりでしたが案の定ヘンな癖が出てました。今までのチェック項目を意識しすぎて全体のバランスが崩れていたのです。。。でもこうした思い込みを都度チェックしてもらえるのがプロに教えてもらうことの大きなメリットだと思います。

そして東プロのご指導の良いところは「今あるスイングを最大限に活かしてくれる」点です。当たり前ですが、私はプロでもなく、競技を目指しているわけでもありません。一緒にプレーする方々に迷惑をかけずお互いに楽しくプレーすることが目標です（100以下のスコアで）。

なのでウズズや遼くんのようなスイングを身につけることやゼロから作り上げることは必要ありませんし、そもそもムリです。私の筋力や体の柔軟性、体格等を考慮して、「私にとって理想のスイング」を一緒に作り上げようというスタンスがあります。

最近、この記事を読んでくださる会員さん方から「調子はどうだい？」と声をかけていただく機会が増えています。ありがたい限りなのです

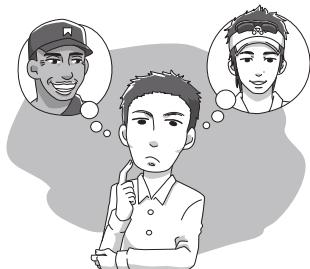
が、ということは私が成長しないと東プロにご迷惑がかかる!?などと変なプレッシャーに悩まされています（笑）。皆様、どうか温かい目で見守っていただければ幸いです。

今回、この記事がきっかけで東プロのレッスンを始められたMさんと一緒にいました。

Mさんはコースデビューを控え猛特訓中でした。コースデビューのご感想なども掲載できたらと考えています。

次回からは実際にコースへ出る際の心構えや、実践的なショットについてご指導いただく予定です。

※プロにワンポイントアドバイス（有料）を受けたい方を募集しています。
ご希望の方は長野法人会事務局（TEL227-0011）まで
お問い合わせ願います。



情報アンテナ

ビジネスインフォメーション Business Information

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。

集客アップ! 売れる! ホームページ作ります!



制作費無料!!
費用は月々の管理費のみ!

詳しくはこちら↓

http://www.i-sks.com/

●たびネット信州、滑雪天国.com、信州合宿情報、長野県のスキー場etc.運営
●オンライン宿泊予約システム運営 ●ホームページ企画制作

株式会社 山行社

〒380-0935 長野市中御所2-14-19 篠原第1ビル

026-224-1137

主要業務

消防用設備保守点検 防火対象物定期点検

☆ 地域の自衛消防防災訓練のお手伝いも承ります。



火災報知設備



非常放送設備



屋内消火栓



避難器具



みます

三益消防機材株式会社

【本 社】 長野市大豆島 1575
電話 : 026-221-0119 FAX : 026-221-1152

【須坂営業所】 須坂市大字福島 92
電話 : 026-245-3215 FAX : 026-248-6733

ホームページ <http://www.mimasushobo.co.jp/>
e-mail : mimasusho-bo@ia2.itkeeper.ne.jp

豆腐の味、極みを求めて。

良質な大豆、こだわりの水、自然採取の無調整にがりでつくる本物の豆腐の味(=おいしさ)をお楽しみください!

【おとうふヨーグルトケーキ】

豆腐 50%でつくった低カロリー、おなかにやさしいスイーツ。大豆、牛乳など素材のほとんどが長野県産です!



【えだまめ豆腐】

粒状のえだまめをそのままお豆腐に入れました。風味、味わいも楽しめる大人気のお豆腐です。ぜひ、そのままお召し上がりください!

★第11回長野県豆腐品評会
「長野県知事賞」受賞
(平成20年)



味に生きる

有限会社 八光食品工業

長野市田中1278-2

TEL026-296-7690 FAX026-296-6775

<http://www.hachikoh.com>

Tea Room



東日本大震災から3ヶ月、夢と戻る現実がある。複合大惨事、地震・津波・火災・原発事故(放射性物質汚染)の災害が一挙に襲った今度の出来事は経験しがたい規模のものでした。一瞬にして文明の街が失われました。心に灯火を宮沢賢治氏に「雨ニモマケズ」の詩が有りますが、この災害を予知したかの如く謙虚に唄われています。

この難局に国民全体の応援する思いが被災地に届くとよいですね。この願いを

手を取り合って英知の輪を広げてこそ復興のトンネルの先に光が見えて来ると思います。



広報委員 酒井忠輝